定期預金共通規定

1. 規定の適用範囲

本規定は当行の定期預金（以下、「この預金」といいます。）に共通して適用する事項を規定します。なお、別途、特約が定められている場合には、当該特約に記載の内容を優先します。

2. 自動継続

(1) この預金のうち自動継続方式の場合は、満期日に前回と同一の期間の定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。 ただし、当該預金の継続後の期間について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(2) 自動継続方式の預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、当該預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 自動継続方式の預金の継続を停止するときは、満期日(継続をしたときは継続後の満期日）の前営業日までに取引店にその旨を申し出てください。

3. 預金の支払時期

(1)第 2 条第 3 項により継続停止をした定期預金および非継続方式の定期預金は満期日以後に利息とともに支払います。

(2)この預金のうち自動解約方式の場合は、満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された当行の預金口座(以下「指定口座」といいます。)へ入金します。

4. インターネット専用定期預金の取扱い

(1) インターネット専用定期預金とはインターネットバンキングにおける普通預金からの振替、郵送による口座開設〔定期預金（メールオーダー型）〕申込み、または当行ホームページからの口座開設〔定期預金（オンライン専用型）〕申込みによって作成された定期預金をいいます。

(2) 前項の預金については、通帳、証書等は発行いたしません。なお、有通帳に変更することはできません。

5. 証券類の受け入れ

手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券類の受入れは取扱いできません。窓口以外での口座開設申込みの場合、第 4 条第 1 項に定める預金についてはインターネットバンキングによる指定口座からの振替のみお取扱いが可能です。

6. 利息

(1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下同じです。)から満期日の前日までの日数(以下、「約定日数」といいます。)および通帳またはインターネットバンキングに表示されている利率(継続後の預金については第 2 条第 2 項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。 利息は、以下の通り支払います。

① 元加型の自動継続方式の場合、利息は満期日に元金に組み入れのうえ、従前と同一の預入期間の定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても以後同様に自動的に継続します。

② 利払型の自動継続方式の場合、利息は指定口座へ入金することにより支払います。

(2) 継続を停止した場合または非継続方式のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下、「期日前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた期日前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。（期日前解約利率に普通預金利率を適用している預金商品は除きます。）

なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

期日前解約利率

＜2025年1月14日以降にお預入れまたは、満期継続された本預金＞

預入後経過した期間	当初契約預入期間				
	1カ月以上 3年未満	3年	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率				
6ヶ月以上 1年未満	預入時(または継続時)の店頭表示利率×30%	預入時(または継続時)の店頭表示利率×20%	預入時(または継続時)の店頭表示利率×10%	預入時(または継続時)の店頭表示利率×10%	預入時(または継続時)の店頭表示利率×10%
1年以上 2年未満	預入時(または継続時)の店頭表示利率×40%	預入時(または継続時)の店頭表示利率×30%	預入時(または継続時)の店頭表示利率×30%	預入時(または継続時)の店頭表示利率×30%	預入時(または継続時)の店頭表示利率×20%
2年以上 3年未満	預入時(または継続時)の店頭表示利率×70%	預入時(または継続時)の店頭表示利率×70%	預入時(または継続時)の店頭表示利率×40%	預入時(または継続時)の店頭表示利率×40%	預入時(または継続時)の店頭表示利率×30%
3年以上 4年未満			預入時(または継続時)の店頭表示利率×50%	預入時(または継続時)の店頭表示利率×50%	預入時(または継続時)の店頭表示利率×40%
4年以上 5年未満			預入時(または継続時)の店頭表示利率×70%	預入時(または継続時)の店頭表示利率×60%	預入時(または継続時)の店頭表示利率×40%
5年以上 7年未満				預入時(または継続時)の店頭表示利率×70%	預入時(または継続時)の店頭表示利率×50%
7年以上 10年未満					預入時(または継続時)の店頭表示利率×60%

＜2021年4月1日以降2025年1月13日までにお預入れまたは、満期継続された預金＞

預入後経過した期間	当初契約預入期間			
	1カ月以上 3年未満	3年	3年超 7年以下	7年超 10年以下
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率			
6ヶ月以上 1年未満	預入時(または継続時)の店頭表示利率×30%	預入時(または継続時)の店頭表示利率×20%	預入時(または継続時)の店頭表示利率×10%	預入時(または継続時)の店頭表示利×10%
1年以上 2年未満	預入時(または継続時)の店頭表示利率×40%	預入時(または継続時)の店頭表示利率×30%	預入時(または継続時)の店頭表示利率×30%	預入時(または継続時)の店頭表示利×20%
2年以上 3年未満	預入時(または継続時)の店頭表示利率×70%	預入時(または継続時)の店頭表示利率×70%	預入時(または継続時)の店頭表示利率×40%	預入時(または継続時)の店頭表示利×30%
3年以上 4年未満			預入時(または継続時)の店頭表示利率×50%	預入時(または継続時)の店頭表示利×40%
4年以上 5年未満			預入時(または継続時)の店頭表示利率×70%	預入時(または継続時)の店頭表示利×40%
5年以上 7年未満			預入時(または継続時)の店頭表示利率×70%	預入時(または継続時)の店頭表示利×50%
7年以上 10年未満				預入時(または継続時)の店頭表示利×60%

※店頭表示利率は基準金利として設定している利率となります。

※上記にて算出した利率が普通預金利率を下回る場合、解約時の普通預金利率を適用します。

※法人専用はじめての定期預金〈はじめくん〉及び法人専用はじめての定期預金〈はじめくん〉（インターネット専用）については、預入後経過した期間・当初契約預入期間によらず、期日前解約利率は、解約日における普通預金利率とします。

＜2021年3月31日までにお預入れまたは、満期継続された預金＞

預入後経過した期間	当初契約預入期間		
	1カ月以上 3年未満	3年	3年超 5年以下
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率		
6ヶ月以上 1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×10%
1年以上 2年未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×30%
2年以上 3年未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×40%
3年以上 4年未満			約定利率×50%
4年以上 5年未満			約定利率×70%

※約定利率の 50%および 70%に該当する利率が解約時に普通預金利率を下回る場合、解約時の普通預金利率を適用いたします。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を 365 日として日割で計算します。

(5) この預金のうち継続停止をした定期預金および非継続方式および自動解約方式の場合、満期日に解約して指定口座へ入金できなかった場合の満期日以降の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

7. 預金の解約、書替継続

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を第 3 条第 2 項の自動解約以外の方法で解約する時は、お客様ご自身でインターネットバンキングにてお手続きください。ただし、窓口にて作成されたこの預金については SBJ Biz-DIRECT による解約はできません。

(3) この預金を窓口にて解約または自動継続方式において一旦継続停止の取扱いをした後に書替継続するときは、当行所定の書類に届出の印章（または署名）により押印（または署名）してこの通帳または出金登録口座の預金通帳（もしくはキャッシュカード）とともに取引店に提出してください。なお、署名の場合は PIN-PAD に暗証番号の入力を行ってください。

(4) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまで払戻しを行いません。

(5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第 12 条第 1 項に違反した場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④ 預金者が印鑑届等に記載した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合

⑤ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになった場合

(5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合

A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業

E.総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等

F.その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合

A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為

C.取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

D.風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為

E.その他前各号に準ずる行為

8. 届出事項の変更、通帳の再発行等

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、署名その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

(4) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときには、直ちに当行所定の方法によって届出てください。

9. 成年後見人等の届出

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。 預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前 2 項と同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。

(4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。

(5) 前 4 項届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. 印鑑照合等

(1)払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印章（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負い

ません。なお、署名の場合は PIN-PAD に暗証番号の入力を行ってください。
(2) この預金を当行ホームページからの口座開設〔定期預金(オンライン専用型)〕申込みによって開設した場合、または普通預金プラス(インターネット専用/アプリ開設型)※からの振替により作成した場合は、届出印の届出は不要です。※2019年9月24日以前にお申込み完了の場合は普通預金(インターネット専用)。

11. 盗難通帳による払戻し等
(1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に 行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
(4) 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
(5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
(6) 当行が前2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
(7) 当行が前2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

12. 譲渡、質入れの禁止
(1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

13. 通知等
届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14. 保険事故発生時における預金者からの相殺
(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳に届出の印章(または署名) を押印(または署名)して直ちに当行に提出してください。なお、署名の場合は PIN-PAD に暗証番号の入力を行ってください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
③ 前 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
(3) 前 1 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては借入金等の約定にかかわらず、当行が負担するものとします。
(4) 前1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. 反社会的勢力との取引拒絶
この預金口座は預金者が第 7 条第 5 項①A 乃至 F 及び②A 乃至 E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 7 条第 5 項①A 乃至 F 及び②A 乃至 E の一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

16. 規定の改定
(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

17. 規定の準用
本規定に定めのない事項については、当行諸規定所定の方法により取扱います。

特約規定

本規定は定期預金共通規定の他に預金商品ごとに別途適用される事項を規定します。

支店開店記念預金(上野＆横浜支店用)特約規定

利息
キャンペーン金利は初回の預入期間のみの適用であり、継続後は満期日当日の店頭表示金利を適用します。

プレミアム定期預金＜開業記念定期預金＞(店頭用・メールオーダー型)特約規定

1. 自動継続
(1) プレミアム定期預金＜開業記念定期預金＞(以下、「この預金」といいます。)は当行所定の方法に基づき通帳記載の満期日にその預金額に応じて、前回と同一期間のスーパー定期または大口定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
(2) この預金のメールオーダー型において継続を停止するときは、満期日(継続をしたときは継続後の満期日)の5営業日前までに当行所定の書式により、届出の印章により押印して、通帳とともに取引店に提出して下さい。

2. 預金の解約
この預金を解約するときは、当行所定の書式にて、届出の印章により押印して、通帳とともに取引店に提出して下さい。 または、お客様ご自身でインターネットバンキングにてお手続きください。

定期預金(メールオーダー型)特約規定

1. 定義
(1) 定期預金(メールオーダー型)(以下、「この預金」といいます。)は、郵送(メールオーダー)により口座作成される定期預金であり、新規に普通預金(メールオーダー型)と同時作成される預金です。
(2) この預金は、「スーパー定期(自動継続方式)」、「大口定期預金(自動継続方式)」、「スーパー定期(自動継続方式・インターネット専用)」、「大口定期預金(自動継続方式・インターネット専用)」のいずれかの定期預金を選択いただきます。
なお、〈ミリオくん〉〈ミリオくん2〉〈ミリオくん3〉〈ミリオくん5〉〈ミリオくん7〉〈ミリオくん10〉については、郵送(メールオーダー型)による口座開設申込みはできません。
(3) この預金のうち、(インターネット専用)の商品に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。なお、有通帳に変更することはできません。
(4) この預金は、振込みによる金銭が、当行の指定した預金口座に入金された日付で作成いたします。ただし、申込書記載の金額に満たない場合は預金お預入れとはみなしません。

2. 利息
この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定されたところに従い、解約時に元金と利息とともに指定口座へ入金することにより支払います。

3. 預金の解約
この預金を解約するときは、当行所定の書式にて、届出の印章により押印して、通帳とともに取引店に提出して下さい。 または、お客様ご自身でインターネットバンキングにてお手続きください。

定期預金(オンライン専用型)特約規定

1. 定義
(1) 定期預金(オンライン専用型)(以下、「この預金」といいます。)は、当行ホームページより口座作成される定期預金であり、新規に普通預金プラス(インターネット専用)と同時作成される預金です。 ※2019年9月24日以前にお申込み完了の場合は普通預金(インターネット専用)。
(2) この預金は、「スーパー定期(自動継続方式・インターネット専用)」、「大口定期預金(自動継続方式・インターネット専用)」もしくは「100万円上限定期預金〈ミリオくん〉〈ミリオくん2〉〈ミリオくん3〉〈ミリオくん5〉〈ミリオくん7〉〈ミリオくん10〉(インターネット専用)」のいずれかの定期預金を選択いただきます。
(3) この預金に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。なお、有通帳に変更することはできません。
(4) この預金に関しては、届出印の届出は不要とします。ただし、この預金の開設後に、支店窓口または郵送にて別途口座を開設する場合は、届出印をお届出いただきます。
(5) この預金は、振込みによる金銭が、当行の指定した預金口座に入金された日付で作成いたします。ただし、申込書記載の金額に満たない場合は預金お預入れとはみなしません。

2. 本人確認未了時の取扱い
この預金の開設のための資金が当行に着金後、本人確認が成立しないまま3ヶ月を経過した場合、預金契約は成立しなかったものとし、当行所定の手続きに従って資金を返却します。

3. 利息
この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定されたところに従い、解約時に元金と利息とともに指定口座へ入金することにより支払います。

4. 預金の解約
万が一、この預金を窓口にて解約するときは、当行が認めた場合に限り、当行所定の手続きを行っていただくこととなります。

一部引出可能型定期預金＜ひきだし君＞特約規定

1. 定義
(1) 一部引出可能型定期預金＜ひきだし君＞(以下「この預金」といいます。)は、満期時の取扱い方法を自動継続利払型及び自動解約型とします。
(2) この預金は、預金の全部または一部について任意の日に利息とともに支払います。
(3) 前項による預金(一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。)の一部支払いは、満期日までの間に当初預け入れ金額の半分を限度とし1万円以上1万円単位で行うことができます。

2. 利息
(1) この預金を一部支払いするときの利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数および預入期間に応じた利率によって単利計算します。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。
(2) この預金を定期預金共通規定第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下、「期日前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた期日前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

1 週間定期預金＜なのかちゃん＞特約規定

1. 自動継続及び自動解約
(1) 1週間定期預金＜なのかちゃん＞(以下、「この預金」といいます。)は預け入れ時に自動継続方式(元加継続型)および自動解約方式が選択できます。
(2) 自動解約方式の場合は、満期日に指定口座に元金と利息を自動で入金します。

2. 預金の期間、預入等

(1) この預金の期間は、7日です。
(2) この預金はインターネットバンキングにおける普通預金からの振替により、預入れることができます。インターネットバンキングで作成されたこの預金に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。また、有通帳に変更することはできません。
3. 利息
この預金を定期預金共通規定第 7 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下、「期日前解約利息」といいます。) は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。
4. 預金の解約、書替継続
この預金を窓口にて解約または一旦継続停止の取り扱いをするときは、当行所定の書類に届出の印章(または署名)により押印(または署名)して通帳とともに取引店に提出してください。なお、窓口にて署名の確認を行う場合は PIN-PAD に暗証番号の入力を行ってください。

100 万円上限定期預金＜ミリオくん＞＜ミリオくん 2＞＜ミリオくん 3＞＜ミリオくん 5＞＜ミリオくん 7＞＜ミリオくん 10＞特約規定
100 万円上限定期預金＜ミリオくん＞＜ミリオくん 2＞＜ミリオくん 3＞＜ミリオくん 5＞＜ミリオくん 7＞＜ミリオくん 10＞(インターネット専用)特約規定
1. 満期時の取扱い
100万円上限定期預金＜ミリオくん＞＜ミリオくん2＞＜ミリオくん3＞＜ミリオくん5＞＜ミリオくん7＞＜ミリオくん10＞(以下、「この預金」といいます。)は、満期時の取扱いを自動継続利払型及び自動解約型とします。
2. 預金の預け入れ期間、金額等
(1) この預金の預け入れ期間は、〈ミリオくん〉は1年、〈ミリオくん2〉は2年、〈ミリオくん3〉は3年、〈ミリオくん5〉は5年、〈ミリオくん7〉は7年、〈ミリオくん10〉は10年です。
(2) この預金の預け入れは、当行所定の金額を上限とします。
(3) この預金は、窓口での申込み、インターネットバンキングにおける普通預金からの振替、または当行ホームページからの口座開設〔定期預金(オンライン専用型)〕申込みによりお預入れいただけます。
なお、郵送による口座開設〔定期預金(メールオーダー型)〕申込みはできません。
(4) 前3項のうち、窓口での申込み以外の方法にて開設された口座に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。また、有通帳に変更することはできません。
(5) 〈ミリオくん〉、〈ミリオくん2〉、〈ミリオくん3〉、〈ミリオくん5〉〈ミリオくん7〉〈ミリオくん10〉はそれぞれにつきお一人様一口ですが、解約後は再度お預け入れいただけます。

コラボ定期預金(Pay連結型)特約規定
1. 定義
(1) コラボ定期預金(Pay連結型)(以下、「この預金」といいます。)は、当行モバイルアプリより口座作成される定期預金であり、以下①、②の条件を満たした方のみ口座作成が可能です。
① 特別金利付与型普通預金「普通預金プラス」(アプリ開設型)を保有
② 特別金利付与型普通預金「普通預金プラス」(アプリ開設型)をLINEPayの銀行口座として登録
(2) この預金に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。なお、有通帳に変更することはできません。
(3) この預金に関しては、届出印の届出は不要とします。ただし、この預金の開設後に、支店窓口または郵送にて別途口座を開設する場合は、届出印をお届出いただきます。
(4) この預金は、モバイルアプリにて口座作成が完了した日付で作成いたします。
2. 自動継続
この預金は当行所定の方法に基づき、満期日に前回と同一期間の定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
3. 利息
この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定されたところに従い、解約時に元金と利息とともに指定口座へ入金することにより支払います。
4. 預金の解約
万が一、この預金を窓口にて解約するときは、当行が認めた場合に限り、当行所定の手続きを行っていただくこととなります。

Hyundai x SBJ銀行 コラボ定期預金特約規定
1. 定義
(1) Hyundai x SBJ 銀行 コラボ定期預金(以下、「この預金」といいます。)は、インターネットバンキングにおける普通預金からの振替により、預入れることができます。インターネットバンキングで作成されたこの預金に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。また、有通帳に変更することはできません。
(2)この預金はHyundai Mobility Japan株式会社の「Hyundaiサイト」の会員のみ口座作成が可能です。また口座作成には、Hyundaiサイトのマイページで確認できるクーポン番号が必要です。
2. 利息
この預金の利息の支払いは以下の通り行います。
(1) 本定期預金開設後90日以内に解約する場合
預入日から期日前解約日までの利息は、定期預金共通規定第6条第3項に表示の期日前解約利率により利息計算を行います。
(2) 本定期預金作成後90日経過した日から初回の満期日の前日までの間にHyundai MobilityJapanの自動車購入を目的として解約の依頼をする場合当行所定の審査の上、約定利率にて計算します。解約にあたりHyundai Mobility Japanの注文書を所定の方法にて当行宛に提示してください。
なお、この期間中にHyundai Mobility Japanの注文書の提示がない場合は、定期預金共通規定第6条第3項に表示の期日前解約利率により利息計算を行います。
(3)初回満期日以降に解約する場合
預入日から解約日までの利息は、定期預金共通規定第6条第3項に表示の期日前解約利率により利息計算を行います。

2024年新春スーパー定期特約規定
2024年新春大口定期特約規定
2024年新春スーパー定期(インターネット専用)特約規定
2024年新春大口定期(インターネット専用)特約規定
定義
(1)2024年新春スーパー定期、2024年新春大口定期は、窓口での申込み、2024年新春スーパー定期(インターネット専用)、2024年新春大口定期(インターネット専用)は、インターネットバンキングにおける普通預金からの振替により、預入れることができます。(以下、2024年新春スーパー定期、2024年新春大口定期、2024年新春スーパー定期(インターネット専用)、2024年新春大口定期(インターネット専用)を総称し、「この預金」といいます。)
(2)前項のうち、窓口での申込み以外の方法にて開設された口座に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。また、有通帳に変更することはできません。
(3)この預金は満期時の取扱いを自動解約型のみとします。

スポーツ選手応援定期預金【プロゴルファー「ソン・ヨンハン」選手】 特約規定
スポーツ選手応援定期預金【プロゴルファー「ソン・ヨンハン」選手】(インターネット専用))特約規定
1. 定義
スポーツ選手応援定期預金【プロゴルファー「ソン・ヨンハン」選手】(以下、「この預金」といいます。)は、約定利率に加え、プロゴルファー「ソン・ヨンハン」選手の活躍に応じて追加利率が付与される、募集期間限定の円定期預金です。
2. 預金の預け入れ期間、方法
(1) この預金の預け入れ期間は 1 年です。
(2) この預金は、窓口での申込み、インターネットバンキングにおける普通預金からの振替によりお預け入れいただけます。
(3) 窓口での申込み以外の方法にて開設された分に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。また、有通帳に変更することはできません。
3. 満期時のお取り扱い
この預金は、自動解約方式のみのお取り扱いとなります。満期日に自動的に解約し、元金と利息につき、あらかじめ指定された当行の預金口座(以下「指定口座」といいます。)へ入金します。
4. 利息
(1) 対象大会にてプロゴルファー「ソン·ヨンハン」選手が優勝した場合、優勝回数に関わらず、年0.15%の追加利率を約定利率に加えた金額によって利息を計算し、満期日に支払います。ただし、当該追加利率は、この預金を満期まで保有いただいたお客さまのみに適用されます。
(2) 対象大会については、別途、商品概要説明書にてご確認ください。

はじめての定期預金〈はじめくん〉特約規定
1. 定義
はじめての定期預金〈はじめくん〉(以下、「この預金」といいます。)は、当行での初めての口座開設を行ったお客さまが、期間限定でお預入いただける円定期預金商品です。
2. 満期時のお取り扱い
この預金は、自動解約方式のみのお取り扱いとなります。満期日に自動的に解約し、元金と利息につき、あらかじめ指定された当行の預金口座(以下「指定口座」といいます。)へ入金します。
3. 預金の預け入れ期間、金額等
(1) この預金の預け入れ期間は、当行所定の期間とします。
※2025年5月29日以降にお預入れされた本預金について、満期日が銀行休業日と重なる場合、翌営業日を満期日としてお取り扱いします。
例)満期日が銀行休業日と重なる場合
＜2025年5月28日までにお預入れされた本預金＞
新規日:2025年5月9日(金)
満期日:2026年5月9日(土)
＜2025年5月29日以降にお預入れされた本預金＞
新規日:2025年5月30日(金)
満期日:2026年5月30日(土)は銀行休業日のため、翌営業日の2026年6月1日(月)を満期日とします。
(2) この預金の預け入れは、当行所定の金額を下限及び上限とします。
(3) この預金は、窓口での申込み、インターネットバンキングにおける普通預金からの振替によりお預入れいただけます。
(4) 前3項のうち、窓口での申込み以外の方法にて開設された口座に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。また、有通帳に変更することはできません。
4. 利息
この預金の期日前解約利息は、解約日における普通預金利率によって計算いたします。

開業15周年記念定期預金特約規定
1. 定義
開業15周年記年定期預金 (以下、「この預金」といいます。)は、個人のお客さまが、期間限定でお預入いただける円定期預金商品です。
2. 満期時のお取り扱い
この預金は、自動継続方式(元加型・利払型)及び自動解約方式のお取り扱いとなります。
自動継続方式の場合は、預入期間1年で継続します。
3. 預金の預け入れ期間等
(1) この預金の預け入れ期間は、15ヶ月とします。
(2) この預金は、窓口での申込み、インターネットバンキングにおける普通預金からの振替によりお預入れいただけます。
(3) 前2項のうち、窓口での申込み以外の方法にて開設された口座に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。また、有通帳に変更することはできません。
4. 利息
この預金を定期預金共通規定第7条第1項により満期日前に解約する場合には、預入時(または継続時)における1年ものの円定期預金の店頭表示利率をこの預金の預入時(または継続時)における店頭表示利率とみなし、定期預金共通規定第6条第3項に表示の期日前解約利率により利息計算を行うこととします。

スポーツ選手応援定期預金2025【プロゴルファー「宋永漢(ソン・ヨンハン)」選手】 特約規定
スポーツ選手応援定期預金2025【プロゴルファー「宋永漢(ソン・ヨンハン)」選手】(インターネット専用))特約規定
1. 定義
スポーツ選手応援定期預金 2025【プロゴルファー「宋永漢(ソン・ヨンハン)」選手】(以下、「この預金」といいます。)は、約定利率に加え、プロゴルファー「宋永漢(ソン・ヨンハン)」選手の活躍に応じて追加利率が付与される、募集期間限定の円定期預金です。
2. 預金の預け入れ期間、方法
(1) この預金の預け入れ期間は 1 年、2 年、3 年です。
※2025 年 3 月 14 日以降にお預入れされた本預金について、満期日が銀行休業日と重なる場合、翌営業日を満期日としてお取り扱いします。
例)満期日が銀行休業日と重なる場合(お預入期間:3 年)
＜2025 年 3 月 13 日までにお預入れされた本預金＞
新規日:2025 年 3 月 12 日(水)
満期日:2028 年 3 月 12 日(日)
＜2025 年 3 月 14 日以降にお預入れされた本預金＞
新規日:2025 年 3 月 26 日(水)
満期日:2028年3月26日(日)は銀行休業日のため、翌営業日の2028年3月27日(月)を満期日とします。
(2) この預金は、窓口での申込み、インターネットバンキングにおける普通預金からの振替によ

りお預け入れいただけます。

(3) 窓口での申込み以外の方法にて開設された分に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。また、有通帳に変更することはできません。

3. 満期時のお取り扱い

この預金は、自動解約方式のみのお取り扱いとなります。満期日に自動的に解約し、元金と利息につき、あらかじめ指定された当行の預金口座(以下「指定口座」といいます。)へ入金します。

4. 利息

(1) 対象大会にてプロゴルファー「宋永漢(ソン・ヨンハン)」選手が優勝した場合、優勝回数に関わらず、年0.30%の追加利率を約定利率に加えた金額によって利息を計算し、満期日に支払います。

(2) 対象大会にてプロゴルファー「宋永漢(ソン・ヨンハン)」選手が優勝できなかった場合において、準優勝した場合、準優勝回数に関わらず、年0.10%の追加利率を約定利率に加えた金額によって利息を計算し、満期日に支払います。

(3) 前1、2項における追加利率いずれも、この預金を満期まで保有いただいたお客さまのみに適用されます。また、「宋永漢(ソン・ヨンハン)」選手が何らかの事由で対象大会に参加できない場合や、 競技ルール上の理由等で優勝とならなかった場合等、いかなる理由であっても「宋永漢(ソン・ヨンハン)」選手が対象大会に於いて優勝または準優勝をしていない場合は、追加利率は発生致しません。

(4) この預金の期日前解約利息は、解約日における普通預金利利率によって計算いたします。

(5) 対象大会については、別途、商品概要説明書にてご確認ください。

以上

SBJ銀行

2025 年 6 月 19 日現在